

青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針の
一部を改正する告示案（概要）

1. 改正の趣旨

「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）及び「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）を踏まえ、青少年の雇用対策を一層推進するため、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第9条の規定に基づき、青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第275号。以下「指針」という。）を改正する。

2. 改正の内容

（1）趣旨の一部改正

中学校、高等学校又は中等教育学校の新規学卒予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すべきものとする。

（2）事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置の一部改正

青少年の募集及び採用に当たり、学校等の卒業時期等にとらわれることなく人物本位による正当な評価が行われるよう、事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置を以下のとおり改める。

- ① 事業主は、学校等の新規卒業予定者の採用枠について、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるようにすべきものとする。
- ② 事業主は、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すべきものとする。

（3）事業主が定着促進のために講ずべき実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置の一部改正

事業主は、青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助等を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すべきものとするを追加する。

3. 公示日

11月中旬